

大淀町ふるさと納税推進事業協力事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税制度による大淀町（以下「本町」という。）への寄附の促進と、地元特産品の販売促進、観光PR、定住促進などの地域振興に繋げるために、寄附者へのお礼品として贈呈する商品やサービスを発送することに協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 協力事業者の要件

下記の要件に全て適合していること。ただし、本町及び取りまとめ業者が協議のうえ、協力事業者として適当でないと認めた場合は参加できないことがあります。

- (1) 各種法、規則、条例等に沿った生産、加工、製造を行っていること。
- (2) 申込み時に町税等の滞納がないこと。
- (3) 本町に事業所等を設置する法人、団体及び個人事業者。
- (4) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者。

3 募集する商品（お礼品）の要件

次の条件を全て満たしている商品等であること。

- ①平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条のいずれかに該当すること。（別添1,2参照）
- ②品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものも取り扱うものとする。
- ③飲食物の場合は、出荷後5日程度の賞味期限が保障されるもの。

4 協力事業者のメリット

- (1) ふるさと納税ポータルサイトのホームページにお礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (2) お礼品発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進、PRが可能です。

5 取りまとめ業者

効果的な運営、安心安全を考慮したお礼品の手配、顧客・配送等に係るデータ管理の適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、以下の業者を取りまとめ業者として指定しております。

【取りまとめ業者】

① ポータルサイト「さとふる」でのお礼品取りまとめ

(要件：インターネット環境を有しており、電子メールの送受信が可能であること。)

株式会社 さとふる

住 所：東京都中央区日本橋2-2-1 京橋エドグラン13F

TEL：03-6895-1883

② ポータルサイト「さとふる」以外でのお礼品取りまとめ

(「楽天市場」「ふるさとチョイス」のほか、今後追加していく予定です。)

有限会社 アースコーポレーション

住 所：熊本県玉名市六田1-2

TEL：0968-82-8188

MAIL：oyodo-furusato@earth-cp.com

6 申込み方法

申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに提出してください。

(1) 協力事業者の登録

申込書：大淀町ふるさと納税推進事業協力事業者申込書（別記第1号様式）

添付書類：暴力団排除に関する誓約書（別記第2号様式）

※既に登録していただいた事業者は変更事項がなければ再度提出いただく必要はありません。

(2) お礼品の登録

申込書：大淀町ふるさと納税お礼品申込書（別記第3号様式）

添付書類：お礼品内訳説明資料等（お礼品の写真、パンフレット等）

※申込数が多い場合は、必要項目を満たす一覧表を作成し申込みいただくことも可能です。

【提出先】

大淀町役場 企画財務課

住所 〒638-8501 吉野郡大淀町桧垣本2090番地

【提出方法】

持参または郵送で提出してください。

(持参の場合は土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分～午後5時までとします)

7 協力事業者及びお礼品の選考方法

申し込み内容を総合的に判断し、協力事業者及びお礼品を決定します。

※お礼品の状態・梱包・荷姿確認のためサンプル品を無償で提供していただく場合があります。

8 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

※寄附者の個人情報は、ふるさと納税のお礼の品の送付以外の目的で使用することができません。

ただし、商品発送の際に、パンフレット同封により改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

9 その他留意事項

(1) 協力事業者は、あらかじめ申込みをした商品を変更・辞退する場合は、速やかに取りまとめ事業者へ報告するものとします。

(2) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については取りまとめ業者へ報告するものとします。

また、品質等による保証やクレーム対応については、町は一切責任を負いません。

(3) 町は、登録された事業者又はお礼品が、本要領2又は3に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を中止することがあります。

なお、本事業で募集するお礼品は、ふるさと応援寄附金のお礼品として提供するものであるため、総務省による基準の見直しがおこなわれた場合には、本要領2又は3に定める要件を見直すことがあります。この見直しによる場合も同様に、その登録を中止することがあります。

※必要により確認書類を提出していただく場合があります。

(別 添 1)

総務省告示第179号第五条

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの。
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの。
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害をうける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

(別添 2)

総務省告示第 179 号第五条についての Q & A

Q 1 「当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの」(別添 1 の二) とは、どのようなものを指すのか。

A 当該原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断し、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記すること。

(認められると考えられる具体例)

- ・ 区域内で生産された牛乳や果物を 100%使用して、区域外で製造されたジェラート
- ・ 区域内で生産された酒米を 100%使用し、区域外において醸造した地酒
- ・ 区域内の事業者が 100%自社で栽培したリンゴを使用して、区域外の工場で加工したリンゴジュース
- ・ 原材料の柑橘のうち 9 割以上を区域内で生産された柑橘を使用したジュース

(認められないと考えられる具体例)

- ・ 製造に用いる牛乳のうち区域内で生産された牛乳を約 1 割使用した、区域外製造のアイスクリーム
- ・ 区域内で生産された醤油・ポン酢を使用した、区域外で加工されたもつ鍋・水炊き
- ・ スチール缶の原材料となる鉄を区域内で製造し、そのスチール缶を使用したビール

Q 2 「当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの」(別添 1 の三) とは、どのようなものを指すのか。

A 当該工程が「主要な部分」といえるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断し、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記すること。また、製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則(昭和 41 年大蔵省令第 55 号)において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり列挙していること等を踏まえること。

(参考)実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装、仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること

(認められると考えられる具体例)

- ・ 区域内の事業者が区域外で生産された原材料を使用し、区域内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの
- ・ 区域外で生産された豚肉を、区域内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品
- ・ 区域外で生産された原材料を用いて、区域内の醸造所において醸造した酒
- ・ 区域外で生産されたガラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺鈿(らでん)細工や漆芸を区域内において区域内業者が施した工芸品

(認められないと考えられる具体例)

- ・ 海外で生産し、区域内事業者が検品を行っているラジオ
- ・ 区域外で生産されているが区域内の茶商が監修しているペットボトルのお茶
- ・ 区域内事業者がパッケージしている区域外で生産されたフルーツ
- ・ 区域外で生産されたビールに、当該団体オリジナルのシールを貼ったもの

Q3 「返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)」(別添1の四)とは、どのようなものを指すのか。

A 当該市区町村から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限りて該当するものであって、単に、他の市区町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市区町村で生産していることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。

(認められると考えられる具体例)

- ・ 当該地方団体の区域を含む複数の地方団体の区域を管轄する JA に区域内で生産された米を出荷して、当該 JA が区域外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの
- ・ 区域内で生産後、複数の地方団体を管轄する JA に出荷しており、流通構造上、近隣の団体で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉

- ・区域内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、区域外で加工される牛肉

(認められないと考えられる具体例)

- ・区域内で生産されたものと区域外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム

Q 4 「地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの」(別添1の五)とはどのようなものを指すのか。

A かつての産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、当該区域の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、市内に事業所が存在していることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。

(認められると考えられる具体例)

- ・当該地方団体のゆるキャラグッズ
- ・当該地方団体をPRするためのオリジナルのポストカード
- ・当該地方団体をホームとするスポーツチームの応援グッズ

(認められないと考えられる具体例)

- ・かつて玩具の一大産地であったことから区域内に所在する協同組合に加盟しているが、現在では区域内に工場がなく区域外で製造する玩具
- ・区域内で創業した事業者が区域外で生産する即席麺
- ・当該区域の出身者であるパティシエが区域外で製造する洋菓子

Q 5 「前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるもの」(別添1の六)とは、どのようなものを指すのか。

A 当該返礼品等が「主要な部分」と言えるかどうかについては、提供されるもの全体の一般的な価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該返礼品等であること等により判断し、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記すること。

(認められると考えられる具体例)

- ・区域内で製造した味噌と区域内事業者が生産し自社製品として区域内限定販売している醤油のセット
- ・区域内で生産しているいくらと県内産の米のセット
- ・区域内で製造されたそばと区域外で製造されたそばつゆのセット

(認められないと考えられる例)

- ・区域外で生産された商品と当該地方団体のPR冊子をセットにしたもの
- ・区域外で製造されたビールと区域内で生産されたタオルをセットにしたもの
- ・海外製のタブレット端末に区域内を探索できるアプリをあらかじめダウンロードしたもの

Q 6 当該地方団体を訪れるための旅行券は、地場産品として認められるのか。「その他これに準ずるもの」(別添1の七)に該当するのか。

A 別添1の七の「その他これに準ずるもの」とは、役務のほとんどが区域内において提供されるが、役務の一部が区域外で提供される場合等を指し、当該地方団体を訪れて、区域内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポンは、これに該当する。

Q 7 区域外で提供される役務については、地場産品と認められる場合はないのか。

A 区域外で提供される役務であっても、「当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のある」場合には、「その他これに準ずるもの」として地場産品と認め得るものがあると考えている。

(認められると考えられる具体例)

- ・地域の特産品をPRするための区域外のアンテナショップ内の飲食スペースにおいて、区域内で生産された野菜や肉をふんだんに使ったメニューを提供
- ・区域内の事業者が車いす用に製作した着物を区域外で提供(レンタル以外の工程はすべて区域内で行っているもの)

(認められないと考えられる具体例)

- ・区域内において旅館経営している事業者が都内において経営している店舗で使用可能な食事券
- ・区域内で肥育されたブランド牛を扱う首都圏等の高級な飲食店において使用できるグルメポイント

Q 8 「市区町村が近隣の他の市区町村と共同で前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの」(別添1の八のイ)とは、どのようなものを指すのか。

A 地場産品については、単独の市区町村の区域内のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市区町村が区域を越えた一定の圏域において他の市区町村と共同で取り扱うものもあるため、こうした地域における実情を踏まえ、近隣の市区町村同士が共同で共通の返礼品等として取り扱う場合を規定したものである。したがって、他の市区町村の同意なく、当該他の市区町村の地場産品を返礼品等として取り扱う場合には、該当しない。

「近隣」に該当するかどうかについては、地理的に近隣であって、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市区町村を基本とし、これに該当するか否かについて、関係市区町村において、地域の実情を踏まえて適切に判断すること。

(認められると考えられる具体例)

- ・近隣の複数の地方団体が連携し、共同で開発したオリジナルの特産品を、当該複数の地方団体が共通して取り扱うもの
- ・連携中枢都市圏に参加する複数の地方団体が同意の上、それぞれの地場産品を組み合わせ提供するもの

(認められないと考えられる具体例)

- ・生産している市町村の同意を得ずに提供している、区域外で生産された県の伝統工芸品である革製品

Q 9 「都道府県が当該都道府県の区域内の市区町村と連携し、前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの」(別添1の八のロ)とは、どのようなものを指すのか。

A 地場産品については、単独の市区町村の区域内のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市区町村が区域を越えた一定の圏域において他の市区町村と共同で取り扱うものもあり、その際、市区町村同士で連携する場合のほか、都道府県が当該都道府県内の市区町村をとりまとめて、共通の返礼品等として取り扱うよう主導することも考えられる。この場合も、関係する市区町村の同意があることが必要であり、都道府県が中心となって、関係市区町村の合意形成のための調整に努めること。

(認められると考えられる具体例)

- ・ 県内全域の特産物について、県が音頭を取って県内全市町村と連携し、県全域の特産品として、共通の返礼品等として取り扱うもの
- ・ 県内の一定の圏域(歴史的、文化的に関連の深い地域等)内の市町村共通の特産品だが、現在はある市町村でのみ作られているものを、県の主導の下、共通の返礼品等として取り扱うもの

Q 1 0 「都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの」(別添1の八のハ)とは、どのようなものを指すのか。

A 地場産品については、単独の市区町村の区域内のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市区町村が区域を越えた一定の圏域において他の市区町村と共同で取り扱うものもある。こうした地域における実情を踏まえ、区域内において生産されていること等の項目には該当しないが、当該地方団体の区域を含む地域資源として、広く一般国民から相当程度認識されているものである場合には、地場産品として認め得る場合もあると考えられる。

このような場合に該当するかどうかについては、単一市区町村の判断によるのではなく、都道府県が区域内の市区町村の意見を集約した上で、複数の市区町村において共通の地域資源として相当程度認識されているものを認定することが必要であることとしている。

「認定を受けたものを当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの」としているのは、都道府県による認定を受けたものであれば、認定を受けた区域内のすべての市区町村が同じ返礼品等を扱う必要はないこととしているものであり、都道府県に認定されたものを取り扱う事業者が一部の市区町村にのみ存在しているような場合においても柔軟な対応を可能としているものである。なお、都道府県が認定する場合又は認定を変更する場合は、その都度速やかに、総務省へ報告することとしている。

Q 1 1 「震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するもの」(別添1の九)とは、どのようなものを指すのか。

A 災害により、生産者が他地域に避難している状態が継続している場合等、返礼品等の提供が不可能である場合において、寄附者に当該地方団体の特産物を思い出してもらふことや、返礼品等の提供をきっかけに、当該地方団体の特産物の生産の再開への支援を呼びかける等の目的から、提供が不可能になった返礼品等の代替品を当該地方団体の返礼品等として取り扱うことが考えられる。

「災害」の範囲について特に限定はしていないが、一定期間以上に渡って地域の特産品が生産できないことが見込まれるような、相当程度大きな被害が生じるケースを想定している。なお、被災地支援を目的としたものであっても、被災団体以外の団体が、被災団体の地場産品を提供することについては、「類するもの」には該当しない。

Q 1 2 姉妹都市や友好都市、返礼品等の提供を目的とした協定の締結相手の団体の特産物等は、地場産品と考えられるか。

A 姉妹都市や友好都市、返礼品等の提供を目的とした協定の締結相手の団体の特産物等であるという要素のみでは、告示に掲げられたいずれの項目にも該当しないため、地場産品とは認められない。